**社団医療法人　呉羽会**

**居宅介護支援事業所　ガーデニアケアプランサービス**

**居宅介護支援重要事項説明書**

**居宅介護支援重要事項説明書**

＜ ２０２５ 年 　４ 月　１ 日 現在 ＞

１　事業所が提供するサービスについての相談窓口

　　　　電話　　　０２４６－６２－７０５６　（午前８時３０分～午後５時まで）

　　　　FAX　　　０２４６－６２－３０７１

　　　　担当　　　吉田 慎也

２　社団医療法人 呉羽会 　ガーデニア ケアプランサービスの概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　 |  事業所名 | 社団医療法人 呉羽会 　ガーデニア ケアプランサービス |
|  所在地 | 福島県いわき市錦町落合1番地1 |
|  介護保険指定番号　 |  福島県　　０７７０４０４６０６  |
|  サービス提供地域 | いわき市全地域および北茨城市＊上記以外の方でもご希望があればご相談ください。 |

（２）同事業所の職員体制

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  資格 | 常勤専従 | 常勤兼務 |  業務内容 |  　　計 |
| 管理者 | 介護支援　専門員 |  |  | 　事業統括ケアプラン作成業務等 |  |
| ０名 | １名 | １名 |
|
| 介護支援専門員 |  |  | ケアプラン作成業務等 |  |
| ５名 | ０名 | ５名 |

（３）営業時間

　　　　平日（月～金）、土曜日　　 午前８時００分～午後４時３０分

午前８時３０分～午後５時　　　　まで

　　　　※　日・祝日、１２月３０日～１月３日までは休業とします。

　　　　※　電話連絡は、２４時間常時連絡可能となります。

３　事業所の目的及び運営方針

1. 目的

　社団医療法人呉羽会が運営する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）

が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運

営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務研修修了者（以下「介護支

援専門員」という）が要介護者に対して心身の状況に応じた適切な指定居宅介護

支援を提供することを目的とする。

1. 運営の方針
	* 1. 指定居宅介護支援を提供するにあたっては、要介護者（以下利用者）の人権

と希望を尊重し、家族（介護者）への支援の重要性にも配慮し、住み慣れた地

域で本人の有する能力に応じ、可能な限り自立した質の高い生活を送る事が出

来る様に、公平中立に事業を運営するものとする。

* + 1. 加齢に伴うニーズは多様であり、地域社会の中で生活を継続していくために

は、保険者とした市町村をはじめとした地域の保健・医療・福祉の各サービスと綿密な連携を図り、統合的・一体的・効率的なサービスが提供されるように支援するものとする。

４　居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1. 要介護認定の確認
2. 居宅サービス計画作成依頼の受理（居宅介護支援契約書、居宅介護支援重要事項

説明書、個人情報使用同意書の説明と交付）

1. 市町村への居宅サービス計画作成依頼届出書の提出及び受理の確認
2. アセスメントの実施（ニーズの把握、希望の確認）
3. 居宅サービス計画の作成
4. サービス担当者会議の開催
5. 居宅サービス計画の利用者からの同意
6. サービスの実施
7. モニタリングの実施（提供サービスの総合的な評価）

５　各サービスの利用割合

　　 当事業所のケアプランの各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の利用状況は別紙の通りである。

６　利用料金

（１）利用料

　　　要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はあ

　　 りません。ただし保険料の滞納等により介護保険給付金が直接当事業所に支払われ

ない場合は１か月につき下記の料金をいただきます。その場合は当事業所の発行す

る証明書を持って市町村窓口に提出いただきますと、全額払い戻しを受けることが

できます。

居宅介護支援費Ⅰ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護度区分取扱い件数区分 | 要介護１・２ | 要介護３～５ |
| 介護支援専門員一人当たりの利用者の数が４５人未満の場合 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）（単位数　1,086）10,860円 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）（単位数　1,411）14,110円 |
| 〃　　４５人以上の場合において、４５以上６０未満の部分 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）（単位数　544）5,440円 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）（単位数　704）7,040円 |
| 　　〃　　４５人以上の場合において、６０以上の部分 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）（単位数　326）3,260円 | 居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）（単位数　422）4,220円 |

|  |
| --- |
| * 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50／100となります。また2ヵ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
* 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。
* 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
 |

居宅介護支援費Ⅱ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護度区分取扱い件数区分 | 要介護１・２ | 要介護３～５ |
| 介護支援専門員一人当たりの利用者の数が５０人未満の場合 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ）（単位数　1,086）10,860円 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ）（単位数　1,411）14,110円 |
| 〃　　５０人以上の場合において、５０以上６０未満の部分 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ）（単位数　527）5,270円 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ）（単位数　683）6,830円 |
| 　　〃　　５０人以上の場合において、６０以上の部分 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ）（単位数　316）3,160円 | 居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ）（単位数　410）4,100円 |

|  |
| --- |
| * ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合、逓減制が緩和され、５０件以上から適用され、居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ～ⅲ）を算定します。
 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 加　算 | 加算額 | 算定回数等 |
| 要介護度による区分なし | 初回加算（単位数　300） | 3,000円／回 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）（単位数　250） | 2,500円／月 | 介護支援専門員が入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合※入院日以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）（単位数　200） | 2,000円／月 | 介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日ではない場合は、その翌日を含む |
| 退院・退所加算（単位数　連携1回450）（　〃　　連携2回600） | 4,500円／月6,000円／月 | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中2回を限度） |
| 退院・退所加算（単位数　連携1回600）（　〃　　連携2回750）（　〃　　連携3回900） | 6,000円／月7,500円／月9,000円／月 | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけ、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中3回を限度） |
| 緊急時居宅カンファレンス加算（単位数　200） | 2,000円 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度） |
| 特定事業所加算(Ⅰ)（単位数　519） | 5,190円 | 厚生労働大臣が定める基準の中で適合する場合（一月につき） |
| 特定事業所加算(Ⅱ)（単位数　421） | 4,210円 |
| 特定事業所加算(Ⅲ)（単位数　323） | 3,230円 |
| 特定事業所加算(A)（単位数　114） | 1,140円 |
| 特定事業所医療介護連携加算（単位数　125） | 1,250円 | 退院・退所加算の算定実績（病院等との連携回数が算定する前々年度3月から前年度2月までの間で35回以上の場合）ターミナルケアマネジメント加算の算定実績（算定する前々年度3月から前年度2月までの間で15回以上の場合） |
| ターミナルケアマネジメント加算（単位数　400） | 4,000円 | 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、在宅を訪問し、心身状況等を記録し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合 |
| ※看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援費を算定します。 |
| 通院時情報連携加算（単位数　50） | 500円／月 | 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。（利用者1人につき、1月に1回） |

（２）解約料

　　　利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

７　サービスの終了

（１）利用者様の都合でサービスを終了する場合

 文書によりいつでも１週間以上の予告期間を持って解約することができます。

（２）事業所の都合でサービスを終了する場合

 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の１か月前

　　　までにその理由を記載した文書で通知したうえで解約書を作成し、契約を解除

する事ができます。その際には地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

（３）自動終了

　　　以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1. 利用者が介護保険施設に入所及び入院した場合
2. 利用者の介護保険の認定区分が非該当または要支援１・２と認定された場合
3. 利用者が死亡した場合

（４）その他

　　　　① 利用者または家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込

　　　　　 みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などに

　　　　　 より、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障がでていると判断

　　　　　 した場合には、いわき市保健福祉部介護保険課及び、地区包括支援センターへ

　　　　　 相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。

　　　　② 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を

　　　　　 解除致します。

　　　　　 ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払

　　　　　　 いのける等）

　　　　　 ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）

　　　　　 ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

８　虐待防止のための措置

1. 虐待の防止の指針に基づき対策を行います。
2. 虐待の発生または、その再発を防止するための対策を講じるため委員会を設置

し研修を行います。

1. 虐待の発生または、再発を防止するための委員会を開催し、拘束廃止への取り組みを行い、意識の啓発、虐待を発見時には行政への通報を行い、利用者の

安全の確保に努めていきます。

９　身体拘束のための措置

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

場合を除き、身体拘束等を行いません。

1. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１０　事故及び緊急時の対応について

1. 事業所職員や介護支援専門員は利用者の心身の症状に急変、その他緊急事態

が生じた時は、サービス提供事業所や担当者から詳しい事情を確認し、その

後の対応を行います。

1. 事業所は、事故発生時速やかに家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、必

要に応じて主治医、市町村との連絡等をとる措置を講じます。

１１　損害賠償について

　　　　　事業所は居宅介護支援の実施にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を

与えた場合にはその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によ

らない場合は、この限りではありません。

１２　衛生管理等のための措置

1. 感染症の予防及びまん延の防止の指針に基づき対策を行います。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講じるため委員会を設置し研修を行います。

１３　看取り期における支援について

　　　　　看取り期において、利用者、家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、

　　　　ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、在宅での介護を支援致し

　　　　ます。

１４　秘密保持について

1. 事業所職員及び介護支援専門員が、サービスを提供するうえで知り得た利用

者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第３者に漏らしません。この守秘

義務は契約終了後も同様です。

1. サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、

あらかじめ文書での同意を得て、一定の条件も下で個人情報を利用できる

ものとします。

１５　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定について

1. 事業所は感染症又は非常災害が発生した場合には、業務を継続的に実施、再開

　　　　　するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な

措置を講じます。

1. 業務継続計画の必要な委員会の開催、研修や訓練を定期的に実施します。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

１６　当法人の概要

　名称・法人種別　　　　社団医療法人　呉羽会

　代表者名　　　　　　　赤津　晋太郎

　法人所在地　　　　　〒９７４－８２３２

　　　　　　　　　　　　　福島県いわき市錦町落合１番地１

　　　　　　　　　　　　　電話　０２４６－６３－２１８１

　　　　　　　　　　　　　FAX　０２４６－６３－０５５２

　事業内容　　　＊呉羽総合病院　　　　　　　　＊介護老人保健施設　ガーデニア

　　　　　　　　　・指定介護医療院　　　　　　　・短期入所療養介護

　　　　　　　　　・通所リハビリテーション　　　・通所リハビリテーション

　　　　　 　　 ＊くれは訪問看護ステーション　＊居宅介護支援事業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ガーデニア ケアプランサービス

1７　苦情及び相談について

　　　　サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

1. 当事業所相談窓口

　　　　　　　　苦情受付担当者、苦情解決責任者　　吉田 慎也

　　　　　　　　　電話番号　　　　０２４６－６２－７０５６

1. その他

　＊勿来・田人地区保健福祉センター

　　　いわき市錦町大島１（勿来支所内）

　　　電話番号　０２４６－６３－２１１１

　＊保健福祉部 高齢福祉課（いわき市役所内）

　　　いわき市平字梅本２１

　　　電話番号　０２４６－２２－７４６７

　＊福島県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口

　　　福島市中町３－７

　　　電話番号　０２４－５２８－００４０

　＊福島県運営適正化委員会　苦情解決部会

　　　福島市渡利字七社宮１１１

　　　電話番号　０２４－５２３－２９４３

重要事項説明日　　　　　　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

　　　　（事業者）

　　　　　事業所名　　　社団医療法人　呉羽会　ガーデニア ケアプランサービス

　　　　　　住所　　　　福島県いわき市錦町落合１番地１

　　　　　 説明者　　　 吉田　慎也

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

　　　　（利用者）

住所

　　　　　　氏名 印

　　　　（家族および代理人）

住所

　　　　　　氏名

続柄